

令和3年11月30日一般会計予算決算特別委員会（補正予算第7号審査）

開会 午前 9時34分

○議会事務局天野篤史

皆さんお揃いになりましたので一般会計予算決算特別委員会を開催したいと思います。互礼持って始めますので皆さんご起立ください。相互に礼。ご着席ください。委員長あいさつをお願いします。

○11番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

本会議中の途中でございますので、迅速なご審議をよろしく願いをいたします。

○議会事務局天野篤史

ありがとうございました。それではこれより先の進行につきましては、委員長をお願いします。

○11番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

ただいまの出席委員数は17人です。菊川市議会委員会条例第16号の規定による定足数に達しておりますので、一般会計予算決算特別委員会を開会いたします。これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案第62号令和3年度菊川市一般会計補正予算第7号についてを議題といたします。ただいまから皆さんにご審議をいただき、自由討議採決により特別委員会としての結論を本日中に出したいと思います。会議時間短縮のそのため議事進行に御協力をお願いいたします。それではこれより質疑を行います。質疑答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし指名を受けてから発言するようお願いをします。発言する際には必ず冒頭で番号、役職名等を述べるようお願いをします。限られた時間を有効に活用するため、委員個人の意見については、後に予定しております。自由討議で述べていただき、ここでは簡潔明瞭な質疑答弁にご協力をお願いいたします。それではこども未来部の審査を行います。竹田こども未来部長所管する課名等を述べてください。はい。竹田部長。

○竹田こども未来部長

こども未来部長の竹田です。審議時間にご配慮いただきましてありがとうございます。審議いただく課は子育て応援課となります。審議のほどよろしくお願い

いたします。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

それでは質疑を行います。こども未来部の所管事項について、質疑ある委員は挙手をお願いをいたします。はい。4 番渥美委員。

○4 番渥美嘉樹委員

4 番、渥美です。一点だけ伺えればと思うんですけど。所得制限によって、対象から外れる方がいらっしゃると思うんですけど。対象から、例えば所得制限がなかった場合と今回所得制限あるんですけど。人を分けなきゃいけないと思うんですけどそのコストとか人手とかってというのがすごく大きいものはどのぐらいのものだったのか。それとも、小っちゃいものなのかっていうのちょっと参考に聞ければと思うんですけど。よろしくお願いします。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。田中子育て応援課長。

○田中子育て応援課長

はい。子育て応援課長です。所得制限の対象者を出すに当たってコストということですが、予算説明資料の中にも、システム構築委託料ということで、要求の方 495 万円を要求させていただいておりますけれども、対象者の抽出後所得判定に係るシステム構築委託料として 495 万円を要求させていただいております。この部分が所得制限をにかかると対象者を抽出するに当たっての費用にあたるかと思っております。以上です。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。4 番渥美委員。

○4 番渥美嘉樹委員

4 番渥美です。確認なんですけど、所得制限が一切なければこの 495 万は掛からなかった。丸々掛からなかったっていう理解でよろしいですか。以上です。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別

はい。田中課長。

○田中子育て応援課長

はい。子育て応援課長です。0 歳から 18 歳までの児童を対象にしていますので、その部分を、住基から拾い出すという作業があるだけだと考えますので、そう

ですね特別そのシステム改修費については、不要であるというふうに思います
以上です。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

ほかにございますか。はい。10 番西下委員。

○10 番西下敦基委員

はい。10 番西下です。すいません。受給拒否の届け出を一応出していただく
ということで、以前そういったものがあつたのかあと今回どれぐらいを見込んでい
るのかっていうのと、もう一点後、島田市の方で残りのものを、クーポンじゃな
くて現金でっていう話があるんでそこら辺の検討っていうのをしてるのか全然ま
だそこまで話がいったのか。その 2 点お伺いします。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。田中課長。

○田中子育て応援課長

はい。子育て応援課長です。過去の給付金でも受給拒否の届け出という手続き
あつたんですが、一件も実績としてはありません。今回の給付金につきましても、
需給拒否の届け出はおそらくないだろうというふうに見込んでおります。それと、
クーポンの話ですけれども、クーポンにつきましては 11 月 19 日の閣議決定、に
おいて、来年春の卒業入学新学期に向けて子育てに係る商品やサービスに利用で
きる子ども 1 人あたりの 5 万円相当のクーポンを基本とした給付を行う。ただし、
地方自治体の実情に応じて現金給付も可能とするとしておりますけれども、具体
的な制度内容については現在まだ全く示されていない状況です。今後、制度の詳
細がわかりましたら、市としての対応また協議していくということで、現時点で
は全くそこは菊川市としては決めておりません。以上です。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。ありがとうございました。ほかにございますか。はい。15 番内田委員。

○15 番内田隆委員

15 番です。そうすると対象児童の 97%っていうふうに書いてありますので、3%
の人たちは所得制限だけなのか 3%あるっていうふうに理解してよろしいですか。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。田中課長。

○田中子育て応援課長

子育て応援課長です。3%の根拠なんですけども。9月30日現在に市から児童手当を支給しています。児童数が6,207人となります。このうち、今回の給付金の支給対象外となる児童手当の特例給付の支給対象児童が198人で、約3%となっております。資料は公務員世帯分の児童手当情報は把握しておりません。また、16歳から18歳の高校生相当年齢以下の世帯の所得状況も現時点で確認ができませんので、特例給付の割合3%の方、3%と同様に約3%の児童が給付金の支給対象外となるものと想定して97%で積算をしております。以上です。

○11番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

よろしいですか。ほかにございますか。はい。17番松本委員。

○17番松本正幸委員

17番です。児童手当を支給する家族っていうものがここに見込んである数が出てくるんですけども、8,200ということでありましてけれども、この世帯に直したら何世帯になるのか。それとですね、もう一点先ほど支給拒否の届け出の関係がありましたけれども、12月の6日に通知の発行するわけですよね。そしてここで12月の16日に支給拒否の届け出書の提出期限ってなってるんですけども、本来的には先ほども一件もなかったっていうことですので、今回もなかったっていう形になるのかもしれませんが、猶予期間っていうものが定めてあるか。要するに12月の16日でピシッと締めしてしまうのか。要するに少し猶予期間をおいて、それじゃあ受理しますというような形がとれるものかどうか、その辺について伺いたします。

○11番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。田中子育て応援課長。

○田中子育て応援課長

はい。子育て応援課長です。8,200人の世帯の数ですけども、約4,900世帯程度を見込んでおります。いろんな通知に関するその事務費についてはちょっと多めに5000世帯程度を見込ませていただいておりますけれども4,900世帯、少し超えるぐらいかなというふうに見込んでおります。それと、支給拒否の申し出の猶予の関係ですけども、17日にはもう会計課の方にデータを引き渡しをして確定をしたいものですから、もう16日までに、支給拒否をする方については、支給拒否

の申出書を確実に出していただくように通知の方にも明記して出す予定です。以上です。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。ほかにございますか。はい9番織部委員。

○9 番織部光男委員

9番織部です。所得制限の960万ですけど世帯合算はしないということで世帯主かの収入かと思うんですけど。このチェックは何の資料でやるんでしょうか。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。田中子育て応援課長。

○田中子育て応援課長 はい。子育て応援課長です。所得判定の仕方についてちょっと説明の方させていただきます。まず市から令和3年9月分の児童手当を支給している父母等につきましてはもうすでに児童手当システムにより所得判定を行っていますので、12月24日のプッシュ型支給で給付金を支給することができます。それ以外の児童手当を受給する公務員世帯後16歳から18歳までの高校生相当年齢以下の児童を養育している世帯につきましては、補正予算をお認めいただいてからシステムを導入して、0歳から18歳までの児童の養育者等の情報を抽出し、所得判定の方を行います。児童手当の所得控除の考え方は、税控除とは若干異なりまして税務課等で把握している所得情報で所得判定することができません。ですので、約1300世帯程度の所得判定を行うと。早急に行って、年内には通知を出したいということもありますので、手で計算をされていてはとてもあの時間がかかってしまいますので、システムを使って0~18歳の情報を抽出して所得判定を行うということです。以上です。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。9番。織部光男委員。

○9 番織部光男委員

ですからその所得判定を、何を根拠にやるんですかという、どういう資料をもとにやるんです。それが質問なんです。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。子育て応援課長。

○田中子育て応援課長

はい子育て応援課長です。システムで税情報を抽出して、扶養者の税情報を抽出して、さらにその税控除とはちょっと若干異なりますので、システムを使って導入したシステムを使って新たにその所得控除し直して、所得制限にかかっているかかかっていないかを判断ということです。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

よろしいですか。はい。はい。16 番、横山隆一議員。

○16 番横山隆一委員

16 番ですが、支給方法ですが、児童手当を受給している方のところで、公務員および高校生の児童を養育する方については、申請が必要ということになってますが。なぜそうかということと、それと公務員は様々なね、国家公務員であったりとか自衛官であったりとか消防職員とかいろいろとねございますが、菊川市では対象となる人数というのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。田中子育て応援課長。

○田中子育て応援課長

はい。子育て応援課長です。まず、児童手当を受給する公務員世帯についてですけれども、公務員分の児童手当については各所属長の方で。勤め先の方で児童手当を支給していますので、市では公務員世帯の児童手当の受給情報は把握しておりません。16 歳から 18 歳までの高校生相当年齢以下の児童を養育する世帯については、先ほど申し上げましたとおり、補正予算を認めいただいてから、システムによって所得判定を行うということで、給付金の支給となる世帯には制度の案内通知を所得判定を行ったあと年内に送付をする予定でございます。公務員世帯の人数ですけれども、それぞれ 8,200 人の約 4,900 世帯。児童 8,200 人世帯にして 4,900 帯ほど見込んでいるというお話を先ほどしましたが、内訳としましては、市から児童手当を支給している児童の数が約 6,000 人で世帯としては 3,600 世帯。公務員世帯については児童が 850 人。世帯として 500 世帯ほど。あと高校生相当年齢の世帯が児童が 1,340 人の世帯としては約 800 世帯ほどを見込んでおります。ですので高校生世帯分と公務員世帯分合わせて児童約 2,200 人。約 1,300 世帯は申請が必要になるということです。以上です。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。よろしいですか。はい。7 番小林委員。

○7 番小林博文委員

3 節の時間外勤務手当についてちょっとご質問いたします。この 11 万 1000 円っていう金額の根拠をお願いしたいです。この事務事業自体をですね、時間内で収められなくて、この想定している部分があるのか。全くこれが予定外の作業だったんで時間外でやるのかっていうところも含めてお願いします。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。田中子育て応援課長。

○田中子育て応援課長

はい。子育て応援課長です。給付金事務にかかる職員係に 5 人いるんですが、5 人の時間外勤務手当 1 人当たり 10 時間程度を見込んで、それぞれの単価を掛けて見込んでおります。早急に行う事務がたくさん発生しますので、通常の業務にプラスしてということですので、時間外の方、今のような積算で見込ませていただいています。以上です。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

よろしいですか。はい。7 番小林委員。

○7 番小林博文委員

今の時間外手当とですね下の消耗品費等ですねこの辺、多少差異が生じる可能性がある。この辺は国庫補助金っていうのは最終的に実費精算みたいな形になるんでしょうか。最初想定した額で支払えるのかちょっとその辺も確認します。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。子育て応援課長。

○田中子育て応援課長

はい。子育て応援課長です。まずは所要額調書とか交付申請がありますので、それに基づいて概算払いでちょっとどれくらい入ってくるかわかりませんが、概算払いで入ってくる。その後おそらくは来年度以降に実績報告を上げて実績に基づいて精算をする返金が出たり、足りなければ追加交付を受けるといったような形になろうかと思えます。以上です。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。ほかにございますか。はい。14 番山下委員。

○14 番山下修委員

総額で 4 億 2,000 万ぐらいで 5 万円は現金支給。それで残りはクーポンということで、1 本でなくて 2 本になってるものですから。これ相当事務的経費がたくさんかかるというような新聞に書かれてたんですけれども。もしクーポンにすると、それと余計何ていうかね職員の給与っていうのですか何か掛かるような試算をしてるわけ。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい子育て応援課長。

○田中子育て応援課長

クーポン今この中には入ってないです。クーポンに関連する予算は全く入っていません。

○14 番山下修委員

5 万円の給付の部分だけですか。もう一度補正がある。わかりました。ありがとうございました。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい、ほかにございますか。はい。一番東委員。

○1 番東和子委員

一番です。ちょっと確認させてください。新生児令和 3 年の 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに出生した新生児が対象ということで、申請期限が令和 4 年 3 月 31 日までってということなんですよ。そうすると赤ちゃんがもし 3 月 31 日に生まれてその日に申請しなければ無理だというふうに、5 時だったら閉庁したから無理だっていうふうな時間の微妙な差っていうのはどうなんですかね。ちょっと教えてください。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。田中子育て応援課長。

○田中子育て応援課長

はい。子育て応援課長です。そこについては予算説明資料の申請期限の令和 4 年 3 月 31 日木曜日まで、未定としておりますが、実はそこは国からも明確にまだ

示されていないところになります。国のQAでは今回の給付金事業は令和3年度事業であるため、原則として、本年度中に実施する必要があるが、新生児については令和4年3月31日までに、出生した児童を対象としており、その限りではなく支給実施期限の詳細については後日お示しするとされておりまして、現時点では国においてもその対応がどういう取り扱いをするかっていうのが決まっていない状況です。最新のQAでもそこはまだそのままになっておりまして、私達の方でもここどういふふうに対応するのかというのはちょっとわからない。状況です。以上です。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。一番東委員。

○1 番東和子委員

一番東です。となれば、今回まだ国が決まっていないということなので、国に合わせて対応するというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。田中子育て応援課長。

○田中子育て応援課長

はい。子育て応援課長です。その通りです。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はい。他にどうでしょうか。じゃあないようでしたら終了してよろしいですか。はい。以上でこども未来部の審査を終了いたします。ここで執行部は退席をお願いします。ありがとうございました。それではただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審査し、結論を出す場合議員相互間の議論を尽くし、合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は、挙手のうえ発言をお願いいたします。はい。9番。織部光男委員。

○9 番織部光男委員

9番織部です。子育て世帯の支援は、もちろん賛成なんですけども、ここに所得制限の年収960万というこの金額については私はもう不満に思っております。やはりコロナでの実際に困窮している方っていうのはこんな960万所得がある人たちではなくてですね。やはりもっともっと少ない世帯だと私は思います。です

から、このようなですね、所得制限をなぜ設けるのか儲けるのであればもっと低いですね。金額、年収で今の非正規労働者なんかがですね、200万300万でやっていると。本当に苦しい人たちを救うのがですね。やっぱり貧富の差を縮めるという意味ではね。やはりこういうお金の使い方は私は国費の無駄遣いだと感じております。私はそんな意見を持っています。

○11番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

確かに、所得制限については国の方でいろいろ議論した結果960万以下ということですがけれども、ほかにご意見ございますか。はい。7番小林委員。

○7番小林博文委員

国の議論のなっちゃうんですけどそこをもうあるんですけども、もう一点はですねこの児童手当と関連するんですが、実際に子どもにちゃんとその辺が回ってるかっていうところもね、なかなか見えにくいところで5万円支給して親がどう使うかっていうところになると思うんです。将来的にはその辺が各個人のね口座に振り込まれるっていうのがいいですけど。それも親が管理しちゃうんですけど。その辺がですねあるにしても、いずれにしてもその使い方によって手当、子ども助ける意味もあるしクーポン券を作る人もお金がかかるんですが、そうクーポン作る業者さんについてもその辺で活性化されるんで事業としては無駄が多いってところもあるかもしれませんが、ある程度事業者を見たり消費を見たりということも含めれば、また妥当なラインじゃないかなと現金だけがいいかっていうとその辺も貯金に回るっていうこともありますので、その辺も含めてクーポン券っていうのも有効ではないかという気がしています。以上です。

○11番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

ありがとうございました。他にどうでしょう。はい。4番渥美委員。

○4番渥美嘉樹委員

4番渥美です。織部委員のおっしゃることも本当にその通りだと思うんですけど、もう一個の側面で見ると例えば、所得制限を設けたことによって、495万円システム買っちゃったって考えると対象者がこれからシステムで何人かわかると思うんですけど、100人未満だったらそのまま配っちゃった方がいいんじゃないかなっていう考え方もあると思うんで。なんか本当に中途半端な所得制限なのかなっていうのはやっぱり思わざるを得ないと私も思います。以上です。

○11 番赤堀博一般会計予算決算特別委員長

はいありがとうございました。ほかに。ございますか。以上で終了してよろしいですか。はい。ありがとうございました。それでは採決を行います。議案第 62 号、令和 3 年度菊川市一般会計補正予算第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと、賛成の方の挙手を求めます。はい。挙手全員。はい。ありがとうございました。挙手全員。よって議案第 62 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。ただいまの審査結果を本会議にて報告させていただきます。それでは以上をもちまして一般会計予算決算特別委員会を足閉じたいと思います。倉部副委員長閉会の挨拶をお願いします。

○13 番倉部光世一般会計予算決算特別副委員長

審議ありがとうございました。以上です。

○議会事務局天野篤史

それでは互礼をもって終了しますので皆さんご起立ください。相互に礼。ありがとうございました。

閉会 10時01分